

新規食品営業（自動車）許可申請をされる方へ

—自動車営業許可申請の手引—

営業許可申請の手続き

事前相談

- 車両の購入・製造に先立って、必ず事前にご相談ください。

また、衛生的な管理運営をするため、自動車営業においても食品衛生責任者をおこななければなりません。食品衛生責任者がいない場合は、営業開始までに資格を取得してください。

申請書類の提出

- 書類は営業開始日の10日前までには必ず提出してください。（※申請先は次ページを参照）

1. 営業許可申請書	6. 検便検査結果のコピー ※1
2. 営業の概要、車両の平面図	7. 給水証明書、水質検査結果書 (水道水以外の水を使用する場合)
3. 自動車検査証の原本とコピー	8. (法人の場合)登記簿謄本の原本と コピー ※2 (3ヶ月以内のもの)
4. 許可申請手数料	9. 仕込み場所の許可書の写し ※3
5. 食品衛生責任者証(プレート)及び 修了証の原本とコピー	

※1 作業従事者全員の検便検査結果が必要です。

(保健所でも火曜日の午前中に受け付けています。1検体 3,300円)

※2 法人の場合は、申請書に法人番号の記入もお願いします。

※3 仕込み場所に許可を有する場合は、許可書の写しを提出して下さい。

営業車両の調査

- 申請書類に不備がなければ、車両の設備について調査を行います。そのため申請時には必ず、車両を【営業できる状態】に準備して、来所頂きますようよろしくお願いいたします。
なお、設備基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、改めて調査日を決めて再調査を受けてください。

許可書の交付

- 車両の設備基準適合確認後、許可書を作成しますが、交付までに1週間程かかりますのでご了承ください。受領の際は、認め印を持参してください。

営業開始後

- 営業許可書及び食品衛生責任者証(プレート)を、車内の来店客が見やすい場所に掲示してください。また、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務化されています。必ず衛生管理計画の策定と記録の保管をお願いします。

※食品衛生責任者は資格取得後、3年に1回の実務講習会を受講して下さい。

食品衛生責任者の資格

登録をすれば資格がもらえる方	栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者もしくは船舶料理士の資格又は食品衛生管理者となることができる資格を有する者
講習会を受講する方	上記資格を有しない者で、食品衛生責任者の資格取得のための講習会(食品衛生責任者養成講習会)修了者

営業許可申請の手続き

営業許可の申請先

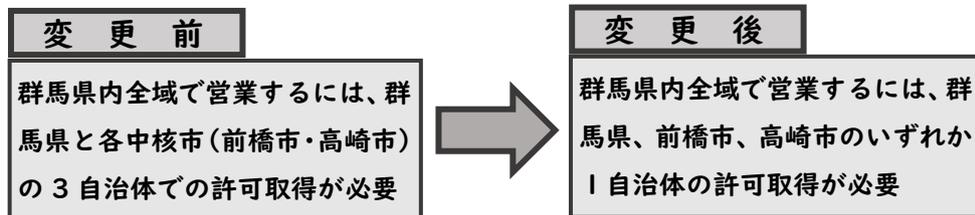
- 営業許可の申請先は、自動車の保管場所を管轄する保健福祉事務所が原則となります。ただし、自動車の保管場所が県外の場合は、主たる営業場所を管轄する保健福祉事務所に許可申請をして下さい。

自動車の保管場所	許可の申請先
藤岡市、神流町、上野村	藤岡保健福祉事務所
上記以外	自動車の保管場所を管轄する保健福祉事務所

※保管場所が群馬県外の場合は、主たる営業場所を管轄する保健福祉事務所

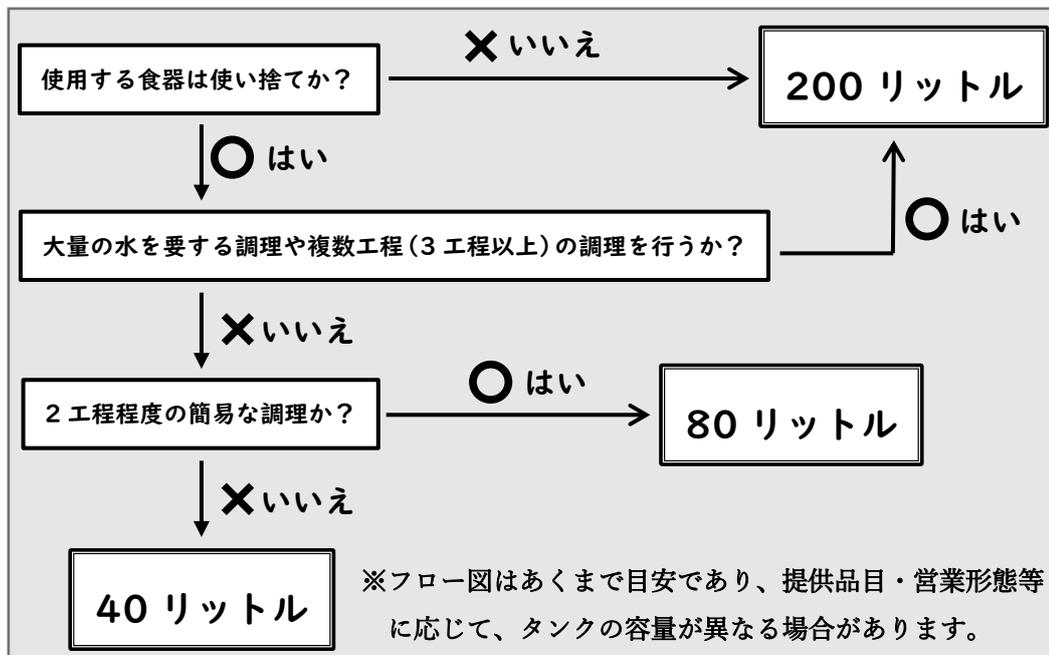
営業可能区域について

- 令和5年3月1日以降に群馬県又は前橋市、高崎市のいずれかの自治体で許可を取得した場合は、群馬県内全域で営業が可能となりました。



給水・排水タンクの容量の考え方

- 調理工程や取扱品目に応じて、必要な給水・廃水設備の貯水タンクの容量が異なります。以下のフロー図を参考に、必要なタンク容量をご検討下さい。なお、いずれの場合でも、生食用食品(刺身・寿司等)の調理はできません。



仕込み場所について

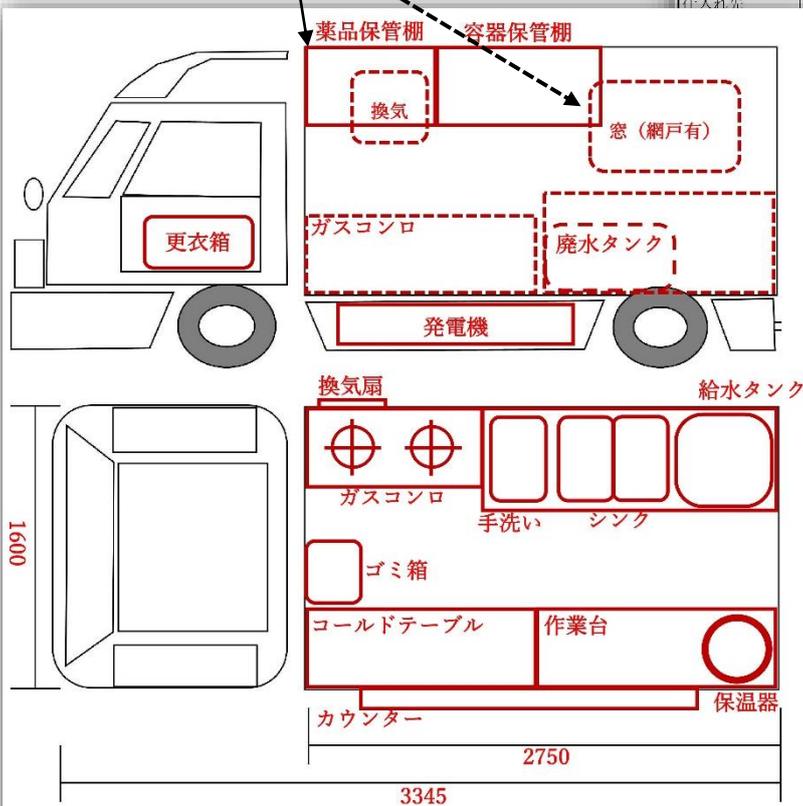
- 仕込み場所の営業許可は必須ではありませんが、食品衛生上、許可施設での仕込みが望ましいです。

営業の概要・図面の書き方

- 黒のボールペンか万年筆で記入ください。
- 内部に設置された機器、設備、食品や容器包装の保管場所等を記入してください。
- P.4 の設備基準を確認頂き、必要な設備が分かるように記載して下さい。

図面の立面図は、手前にある設備と奥側の設備を、実線と点線で書き分ける等、分かりやすく記載しましょう。

営業の概要			
屋号	営業許可申請書と同じ内容を記載		
営業者氏名	営業許可申請書と同じ内容を記載		
営業車	自動車の型式	自動車検査証のとおり記載	
	保管場所	営業許可申請書と同じ内容を記載	
取扱品目			
給水タンク容量	リットル	廃水タンク容量	リットル
営業内容 該当する項目に✓	<input type="checkbox"/> 簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行う場合、又は単一品目のみ取り扱う場合（使い捨て容器を使用） <input type="checkbox"/> 大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理を行う場合、又は複数品目を取り扱う場合（使い捨て容器を使用） <input type="checkbox"/> 大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行う場合		
出店予定地 (所在地・出店場所)	主たる営業場所を記載 その他の営業場所については一覧表の提出でも可		
仕入れ先	所在地	仕入れ品の販売がない場合は記載不要	
名(屋号)			
所在地			
号			
業者氏名			
業の種類	仕込み場所が許可を有する場合は、許可書記載の許可名		
込み食品名			
E.L.			



	ボード	内装	鋼板	床	鋼板
天井	ボード	内装	鋼板	床	鋼板
換気	換気扇・窓 その他	給水タンク容量	80 リットル	洗浄殺菌 保管設備	ステンレス製 1?3層 熱湯(薬品)その他 戸棚・ケース・その他
手洗い設備	あり	手指消毒装置	あり(廃棄物保管	ふた付き 金庫・ほうろく(合成樹脂)
冷蔵装置	なし あり(隔測温度計	あり		
主要機械器具					
提供食品	カレー				

【営業の注意事項】

- ※ 車外での食品の調理、加工、包装等の行為は認められません。
- ※ 牽引車は原則切り離す事無く、やむを得ず一時的に切り離す場合であっても、すぐに移動できるように牽引車両を待機させる事。
(長期間切り離した状態で営業をする場合は自動車営業とは見なしません。)

営業開始後に必要な届出は…

変更届

- 次のような変更が生じた時は、変更届に営業許可書を添えて、速やかに提出してください。変更事項を許可書に追記します。変更内容によって次の書類も必要です。

	変更内容	必要添付書類
1	(個人)結婚、離婚等による改姓 (法人)商号、代表者の変更	戸籍抄本 登記簿謄本
2	(個人)営業所住所の変更 (法人)本社所在地の変更	なし 登記簿謄本
3	営業所の名称、屋号の変更	なし
4	営業設備の大要の一部変更 (取扱品目・タンク容量等)	変更部分を明らかにした図面 営業設備の大要・配置図
5	法人形態の変更	登記簿謄本
6	食品衛生責任者の変更	食品衛生責任者証(プレート)、修了証
注意事項	4, 5は、変更の程度、状況により新たに営業許可が必要になりますので、事前にご相談ください。	

廃業届

- 次のような場合、廃業届に営業許可書を添えて提出してください。
- ① 営業を廃止した
 - ② 自動車の保管場所を、申請した保健所の管轄外に移転した
 - ③ 営業者が変わった
- ※ ②、③は新たに営業許可が必要です。ただし、③で相続、法人の合併又は分割においては、場合によっては承継が認められますので、ご相談ください。

その他

- 法令で届出事項等があらかじめ定められているものがありますので十分に注意してください。
- ① ふぐ処理・営業届出書
 - ② 承継届

更新

- 営業許可期限満了後も引き続き営業をされる方は、期限満了前に許可更新の申請手続きが必要です。許可期限満了日の1ヶ月前に下記書類を提出してください。
- ① 営業許可申請書
 - ② 現に受けている営業許可書
 - ③ 営業の大要・車両図面
 - ④ 自動車検査証の写し
 - ⑤ 営業許可申請手数料
 - ⑥ 検便検査結果の写し
 - ⑦ 食品衛生責任者の資格を証明するもの(食品衛生責任者証(プレート等))
 - ⑧ 1年以内に行った水質検査成績書

※ 基準に適合しない場合は、営業許可が更新できません。不適事項を改善し、再調査を受けてください。

許可更新の申請手続き

- ★ 営業許可には有効期間があり、群馬県は現在のところ、施設の耐久性、業種別の特殊性によって5年～8年のクラスに分かれています。この有効期間を1日でも過ぎて営業すると、原則として無許可営業とされ、罰せられますから、有効期間には十分注意してください。

○許可更新手続は一ヶ月前に

期限の来る年のカレンダーの、当該月日にサインをしておくこと。許可期限は許可書に書いてあります。

また、その1ヶ月前の日付に「更新手続」と記入しておくことも大切です。期限が近づいたら、保健所で申請書用紙をもらってきます。なお、食品衛生協会の方には協会から案内がされます。



○準備しておくことは

数年間営業をしているわけですから、施設や設備も相当傷んで設備基準に合わなくなっている場合も十分にあり得ます。そのような箇所は、あらかじめ修復したり改善しておくことが大切です。



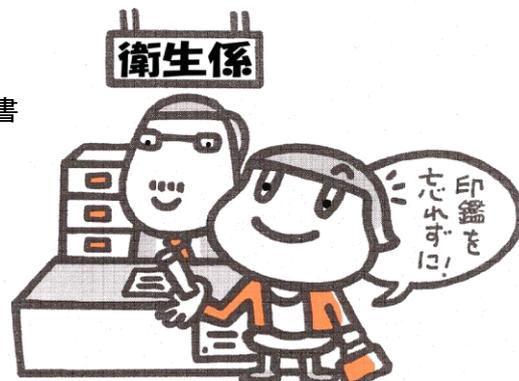
○更新の手続方法は

- 手続の際に用意するもの……
- ① 記入済の申請書
 - ② 現在の営業許可書(複数許可を取得時は該当する全て)
 - ③ 営業の概要・車両の図面
 - ④ 従事者の検便成績書(食協で受けられた方は不要)
 - ⑤ 水道水以外の水を使用の場合は、水質検査成績書(写し)
 - ⑥ 許可申請手数料
 - ⑦ 食品衛生責任者修了証とプレート(各原本と写し)
 - ⑧ その他保健所長の求めがあった書類



○許可書の交付は

基準に合致していれば許可がおります。
許可書の交付を受けるときは印鑑と古い許可書を忘れずに



営業の届出制度について

- 平成 30 年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む事業者は、管轄の保健所に「営業届出」をする必要があります。
- 群馬県では、原則として事業者が『食品衛生申請等システム(厚生労働省ホームページ)』を用いたオンラインでの届出を推奨しています。

食品衛生申請等システム(厚生労働省ホームページ)⇒
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



届出対象者

- 許可業種(32業種)と届出不要業種に該当しない事業者です。これまで営業許可が必要なかった事業者についても、営業届出制度の対象となる場合がございますのでご注意ください。

【届出不要業種】

- ①食品又は添加物の輸入業
 - ②食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(冷凍冷蔵倉庫業を除く)
 - ③常温で長期間保存しても腐敗、変敗等のおそれがない包装食品の販売業
 - ④合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
 - ⑤器具容器包装の輸入又は販売業
- また、改正前の食品衛生法に基づく「食肉販売業(包装食肉に限る)」、「魚介類販売業(調理加工しない)」、「乳類販売業」、「氷雪販売業」についても、届出営業に移行したため、新たに営業の届出が必要となりました。

許可業種と届出業種の違い

- 届出営業であっても、食品衛生責任者の設置と HACCP に沿った衛生管理の実施は原則として、義務化されています。また、届出内容に変更が生じた場合または廃業となった場合は、許可と同様に変更届・廃業届の提出が必要です。
- 詳しくは群馬県ホームページもご確認ください。

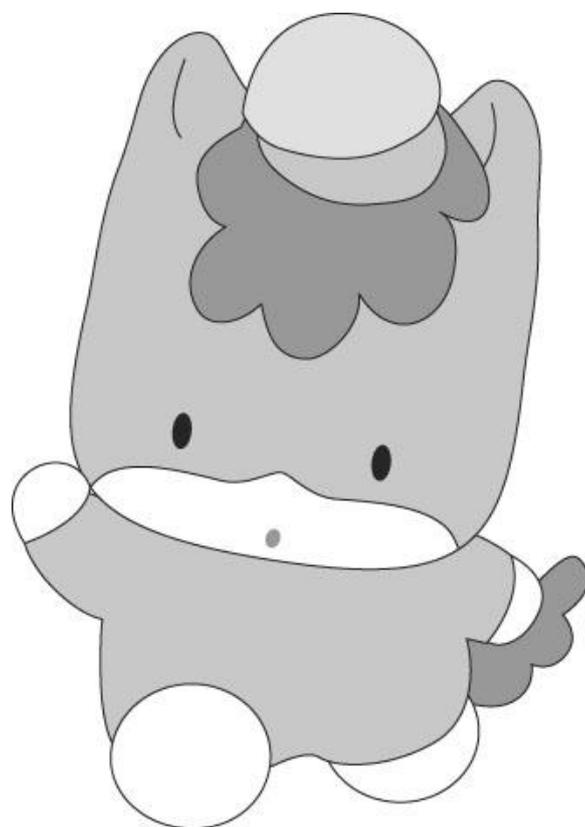
https://www.pref.gunma.jp/05/by01_00356.html ⇒



	申請手数料	更新手続き	変更届	施設基準	食品衛生責任者の設置	HACCP
許可	○	○	○	○	○	○
届出	×	×	○	×	○	○

営業届出の申請方法

- 群馬県では、原則として事業者自らが『食品衛生申請等システム(厚生労働省ホームページ)』を用いたオンラインでの届出を推奨しています。
- 食品衛生申請等システムでの営業の届出にあたり、入力・操作方法等でご不明の場合は、保健福祉事務所衛生係までご連絡下さい。また、システム内に掲載されている「利用マニュアル」、「よくあるご質問」もご活用下さい。マニュアルでは、動画による解説も掲載されておりますのでご参考下さい。



**群馬県藤岡保健福祉事務所
衛 生 係
群馬県藤岡市下戸塚2-5
TEL0274(22)1420(代)**

※本手引書の第三者への無断配布は御遠慮下さい※